

1 設立又は合併の 認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る第10条第1項第1号及び第8号の書類並びに法第13条第2項の登記に関する書類の写し	設立又は合併の登記完了後、遅滞なく提出	を
-----------------------	---	---------------------	---

1 設立又は合併の 認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る第10条第1項第1号の書類、法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。この号の右欄において同じ。）の登記に関する書類の写し及び法第14条において準用する民法（明治29年法律第89号）第51条第1項の設立の時の財産目録又は法第35条第1項の財産目録	法第13条第2項の規定による届出書の提出時に併せて提出	に
-----------------------	---	-----------------------------	---

改め、同表2の項の次に次のように加える。

3 毎事業年度1回、 事業報告書等を作 成した場合	法第29条第1項に規定する書類の写し	法第29条第1項の規定による事業報告書等の提出時に併せて提出
---------------------------------	--------------------	--------------------------------

第11条中「(明治29年法律第89号)」を削る。
別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号の2様式（第8条第1項関係）

年 月 日

熊本県知事 様

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名

事業報告書等提出書

特定非営利活動促進法第29条第1項及び熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第8条第1項の規定により 年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について下記のとおり提出します。

記

- 1 年度の事業報告書 正副2部
- 2 年度の財産目録 正副2部
- 3 年度の貸借対照表 正副2部
- 4 年度の収支計算書 正副2部
- 5 年度の役員名簿 正副2部
- 6 年度の社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面 正副2部
- 7 記載事項に変更があった定款の写し 2部
- 8 定款の変更に係る認証に関する書類の写し 2部
- 9 定款の変更に係る登記に関する書類の写し 2部

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、それぞれ特定非営利活動に係る事業の財産目録、貸借対照表及び収支計算書と区分して作成してください。
- 3 5の書類は、当該事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての当該事業年度における報酬の有無を記載した名簿
- 4 7の提出は、当該事業年度において記載事項に変更があった場合に限りします。
- 5 8の提出は、当該事業年度において当該定款の変更の認証があった場合に限りします。
- 6 9の提出は、当該事業年度において当該定款の変更により登記事項に変更があった場合に限りします。
- 7 7、8及び9については、該当がある場合のみ記載してください。

附 則

- 1 この規則は、平成15年5月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人（特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。）についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（以下「新規則」という。）第6条第2項、第8条第2項の表及び別記第5号の2様式の適用については、新規則第6条第2項中「事業年度及び翌事業年度」とあるのは「年及び翌年」と、